

寄稿

企業が参入をめざす産業の構造と制度的枠組みの変化

増加する企業の農業参入と質的变化

農林中金総合研究所基礎研究部 主席研究員 室屋 有宏

企業の農業参入は、ここ一〇年くらい農業の世界で最もホットなテーマのひとつである。一九九〇年代以降、日本農業のほとんどの分野で右肩下がりの縮小傾向にあり、収益性の低下に苦しむなかで、なぜ一般企業が農業に関心を示し、実際に参入が増加しているのだろうか。

本稿では、まず日本農業が直面する構造問題について概観する。そのうえで企業の農業参入の制度的枠組みと規制緩和の方向をみたらうえで、企業が農業をどのように捉え、ビジネス化しようとしているのか、その経営戦略の変化を中心に考察してみたい。

1 日本農業は成長産業か

(1) 日本農業が直面する状況

二〇一一年の日本全体の農業総産出額は年間八・二兆円であり、内訳としては米一・八兆円、野菜二・一兆円、果樹〇・七兆円、畜産二・六兆円が主なものである。ちなみに八・二兆円という金額は、日本の企業ではホンダやパナソニックの売上（連結ベース・一

一年度）に近い規模である。

農業が日本のGDPに占める割合は、約一%（四・六兆円）である。農業の経済規模は小さいが、川中・川下に位置する食品産業（食品製造、外食・中食、小売業等）の販売額は七八兆円強と大きい。農業と食品産業を合わせると、日本の経済活動の一割弱を占め、雇用シェアはさらに大きい。

歴史的にみると、日本農業の総産出額は一九八四年の一・八兆円がピークであり、その後は減少傾向にある。農業所得（農業純生産）の方も、九〇年度の六・一兆円をピークに、以後二〇年間で半減している（第1図）。

農業の収益環境の悪化は、二つの側面がある。ひとつは九〇年前後を境に農産物価格（生産者価格）が下落基調となつている点で、その背景にはバブル崩壊後の低価格志向、少子高齢化、輸入農産物の増大、価格支持等の農業保護の縮小、等の要因が複合的に影響していると考えられる。

一方で、肥料や燃料等の農業生産資材価格は、その供給が寡占的であり、長期にみて下方硬直的である。さらに近年の一次産品価格の国際的な高騰を

受けて、資材価格の上昇傾向が強まっているが、農産物価格の動きはこうした投入価格の上昇を価格転嫁できていない状態を示している（第2図）。農産物価格指数を農業生産資材価格指数で除した農業の交易条件は、九〇年代以降悪化しているが、特にここ一〇年間に大幅な下落がみられる。

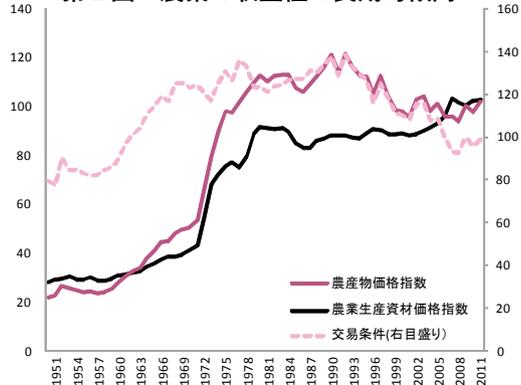
農業の後継者難が深刻なことは広く知られているが、その根本的な要因は日本農業の深刻さに反比例するように、農業以外の目からみて農業は成長

第1図 農業所得（農業純生産）の推移



資料 農林水産省「農業の経済計算」より作成

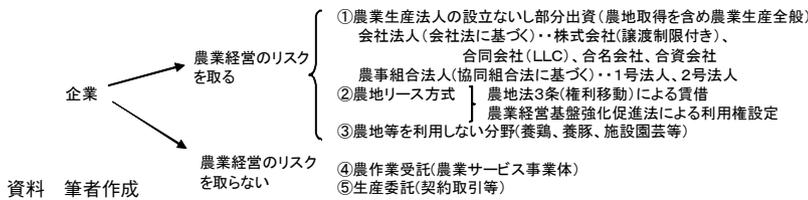
第2図 農業の収益性の長期的傾向



資料 農林水産省「農業物価統計調査」より作成

(2) 農業の成長戦略とその課題

第1表 企業等の農業参入パターン



資料 筆者作成

企業
農業経営のリスクを取る
農業経営のリスクを取らない

- ①農業生産法人の設立ないし部分出資(農地取得を含め農業生産全般)
会社法人(会社法に基づく)・株式会社(議決制限付き)、
合同会社(LLC)、合名会社、合資会社
- ②農地リース方式 } 農地法3条(権利移動)による賃借
農事組合法人(協同組合法に基づく)・1号法人、2号法人 } 農業経営基盤強化促進法による利用権設定
- ③農地等を利用しない分野(養鶏、養豚、施設園芸等)
- ④農作業受託(農業サービス事業体)
- ⑤生産委託(契約取引等)

また輸出拡大についても、たしかに日本の農産物は海外で高品質なものとして評価されているが、現状の輸出額は加工品を含め五〇〇億円弱程度に過ぎない。しかも輸出品目の上位はタバコ、アルコール飲料、ソー

しかし日本の平均経営面積は、六〇年代の一〇程度から、五〇年かけてやっとなら約二倍になるなど、農地集積には多大な時間を要する。さらに日本の農地は分散しており、かつ農家子弟が農村を離れるにつれ農地の権利関係が複雑化しているなど、農地集積には難しい障壁が存在している。

政府の成長戦略では、明示的ではないものの、増加している企業の農業参入をいっそう拡大することで、農業の成長力を引き出すことが想定されている。はたして、企業が担う農業が日本農業に新たなフロンティアを開くこと

の食の市場そのものが縮小しており、かつ多数の川中・川下企業がひしめく競争の激しい分野にどこまで農業者が進出できるのかという懸念がある。

政府は「農地集積バンク」の機能を強化して、高齢農業者のリタイアに伴って流動化する農地を集積し、規模の大きな経営体を増やし、農業の生産性を高めていく方針を示している。

外国の農業経営の平均規模をみると、米国の一七〇ヘクタール、豪州の二九七〇ヘクタール、新大陸諸国とは隔絶した格差があり、欧州の一四ヘクタールでも日本の六倍の規模である(北海道の規模は欧州平均を上回っている)。

ス混合調味料、真珠などで占められており、農産物といえるものは全体で一〇〇〇億円に満たない。政府は二〇二〇年までに輸出額を一兆円にする目標を設定しているが、かなり野心的な水準であり、またこれが日本農業にどれほど波及するか疑問がある。

2 農業参入の枠組みと制度変化

になるのだろうか。

(1) 企業の農業参入の枠組

企業の農業参入は、相当幅のある概念であり、またたぶん曖昧なところがある。まず企業参入の方式について簡単に整理しておこう(第1表)。

一般に農業参入は、農業経営のリスクを取る事業を指し、これには①②③の形態がある。このうち③は農地法上の農地を利用しないケースで、法人形態、出資比率等の制約は無く、企業が自由に直接参入できる。具体的には、畜産(養鶏、養豚等)、野菜工場のような施設型農業(きのこ類、種苗、一部の野菜等)などがこれに該当する。特に鶏卵、ブロイラー、養豚など、個体ではなく群管理する小・中家畜は、工業的生産に近く企業経営に馴染む分野である。参入規制がなかったこともあり、こうした分野では企業経営がむしろ支配的である。

④⑤の農業経営リスクを取らない事業は、通常は企業の農業参入の範疇に含めない。④は農業者から耕起、収穫等の農作業を受託し作業料金を得る事業(コントラクター)で、農業者、市町村、JAの他、企業が行うことも多い。

⑤は食品関連等の企業が生産者に対して契約取引等による生産委託する場合である。契約取引の内容にも幅があり、企業側が生産物の買取だけでなく技術指導や種苗・資材供給等を行うケースもある。ここに企業農業参入について議

論される場合、参入規制がある田畑等を利用した農業(土地利用型農業)を対象とするのが一般的であり、本稿もこれに準拠する。

現在、企業が土地利用型農業へ参入する方法としては、①の農業生産法人(以下「生産法人」)を設立する、もしくは部分的に出資する場合と、②の農地を賃借するリース方式の二つに大別できる。両者の最大の違いは、前者では農地所有が可能なのに対して、後者は賃借に限定される点である。

(2) 生産法人の設立・出資

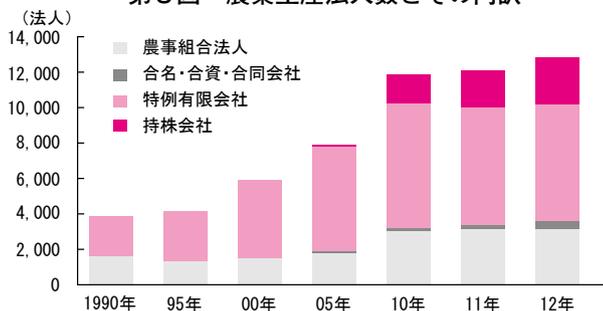
生産法人制度は、六二年の農地法改正により創設されたもので、農業者が一定の要件(形態、事業内容、構成員資格等)の下で法人を設立し、農地の権利取得(賃借・所有)の主体となることを認めている。

生産法人は「農業者のための法人組織」という枠組みが基本であるが、九三年の要件緩和により、生産法人の経営力改善を目的に、農業外の出資が認められるようになった。

しかし生産法人への出資は、どの企業でも可能なわけではなく、出資できるのは生産法人から「物資の供給等を受ける者、又は法人の事業の円滑化に寄与する者」が対象となり、食品加工、青果流通、種苗・資材、生協・スーパー、産直契約する個人等、農業との関連度のある者(法人、協同組合、個人等を含む)に限定される。

こうした農業者の生産法人への出資比率は、一者最大一〇%、全体で二五%以内だったが、〇九年の農地法改正で一者最大二五%に拡大された。また

第3図 農業生産法人数とその内訳



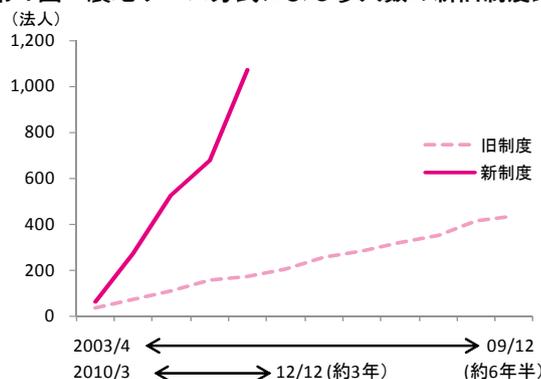
資料 農林水産省経営局調べ (各年1月1日現在)

第2表 解除条件付き農地リース方式の許可条件

1. 業務執行役員要件
①業務を執行する役員のうち1人以上が、法人の農業経営に責任をもって対応する
②業務を執行する役員は、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役としての責任が持てる者
2. 地域調和要件
①適切な役割分担、例えば農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決め遵守、獣害被害対策への協力等を行なう
②機械や労働力の確保状況等からみて、継続的かつ安定的に農業経営を行なうかを判断する
③農地法による場合は、農地の権利取得を希望する者が提出する確約書、農業委員会等と結ぶ協定で確認
④基盤法による場合は、利用権設定等を受けようとする者が、市町村長に提出する確約書、市町村長と結ぶ協定などで確認
3. 解除条件
①撤退した場合の混乱を防止するため、以下の事項を契約上(農地法の場合)、農用地利用集積計画(基盤法の場合)に事項記載する。
(1)農用地を明け渡す際の現状回復は誰が負うのか
(2)現状回復に費用は誰が負担するのか
(3)賃借期間中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるか
(4)現状回復がなされないときの損害賠償の取り決めがあるか

資料 全国農業会議所(2010)より抜粋

第4図 農地リース方式による参入数の新旧制度比較



資料 農林水産省データから筆者作成

農外者全体で二五%以下という原則は維持されているが、加工業者等で生産法人と農商工連携事業等を行う場合は例外的に五〇%未満まで拡大された(1)。

一方で農業と関連度が低い企業では、生産法人に出資することができない。しかし、農村部では企業経営者や従業員が農家出身であることも多く、彼らが農業者として生産法人を設立するケースが多い。地方の建設業による参入などは、このパターンが主である。

なお生産法人への出資比率は議決権ベースであり、例えば無議決優先株式による出資には制限がない。また生産法人の株式は、譲渡制限があり上場公開はできない。

生産法人数は全体として近年大きく増加しているが(第3図)、あくまで生産法人は農業者の法人組織であるた

め、このうち農外企業が設立・出資した法人がどれくらい含まれているかは正確には分からない。

農水省は一二年で「加工業者が出資している生産法人」が三〇三法人あり、株式会社形態の生産法人の一〇%を占めると発表している(このうち出資比率四五%超のものは二九法人)。

また企業経営者が農業者として設立した生産法人数も、いくつかの道県の統計から相当数に達するとみられる(2)。

(3) リース方式

企業が農地を借りて直接農業を行うリース制度は〇三年の構造改革特区から始まったもので、比較的新しい制度である。〇五年からはこれが特定法人貸付事業として全国展開されたが、参入できるエリアは市町村が定める「基

本構想」において「遊休地、または遊休地となる懸念がある地域」に限定されていた。

これが〇九年改正において、企業も多様な農業の担い手のひとつに位置づけられ、参入地域の限定もなくなり、賃借期間も最大二〇年から五〇年へ延長された。

現行リース方式の形態としては、農地法第三条による賃借と農業経営基盤促進法による利用権設定の二つがある。両者には相違点があるものの、基本の枠組みは同じであり①業務執行役員要件、②地域調和要件、③解除条件、の三つを参入条件としている(第2表)。

こうした要件は、企業参入に伴う地域の懸念を未然に防ぐことを目的にしたものである。長い灌漑稲作の歴史を持つ日本の農村では、集落を中心に農業を行う仕組みが深く根づいており、

外部の企業等の農業参入に対して、まだまだ不安を持つことが多いのが実情である。

三要件のなかで特に注目されるのは、③の解除条件の内容で、参入企業が借りた農地を適正に利用しない場合、賃借を解除できる旨書面にて契約に明記すること、また撤退という事態も想定し、その際の処理を契約に明記しなければならぬ。

企業からみた参入制度では、かつて生産法人の方がリース方式よりメリットが大きかった。生産法人は農家と同等の権利を有する地域の担い手と位置づけられ、農業施策の対象としても優遇されていた。また農地所有も可能であり、参入エリアの制限もなかった。

しかし、リース方式の改正によって、①本体による直接参入、②経営の自由度が大きい(過半数出資ができる)、③参入地域の限定がない、など生産法人との制度間格差はほぼ無くなったといえよう。企業は自らの経営戦略に応じて選択的に両制度を使える状況となった。

3 制度改革後のリース方式の参入状況

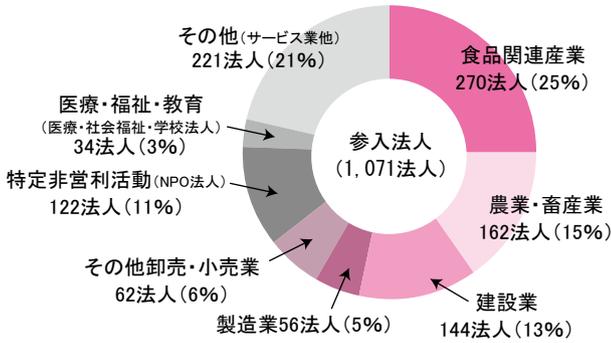
(1) 大幅に伸びた参入数

前述したように企業が設立・出資する生産法人をカバーする統計が存在しないため、以下ではリース方式の参入状況とその変化についてみる。

第4図は、リース方式による参入数について〇九年改正の前と後について比較したものである。

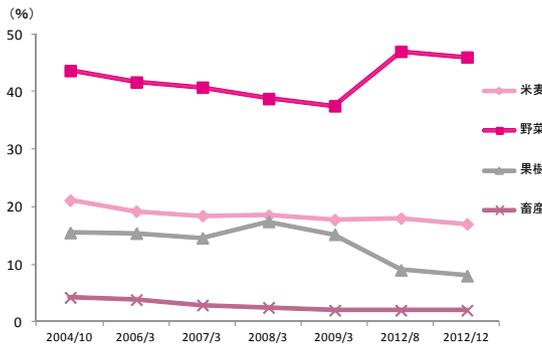
改正前の期間約六年半の参入数は四

第5図 参入企業等の業種別構成



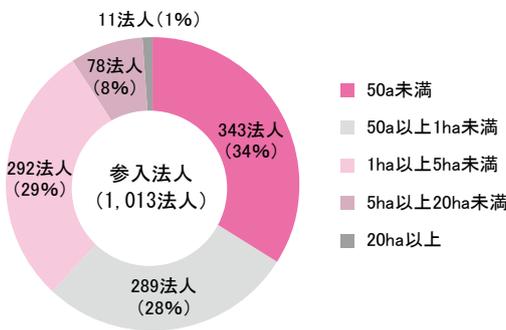
資料 農林水産省ホームページ

第6図 参入企業等の営農作物の割合推移



資料 農林水産省データから筆者作成

第7図 参入企業等の借入農地面積の規模別分布



資料 農林水産省経営局調べ (2012年9月末現在)

旧リース方式での参入が多かった山陰、東北、甲信越、南九州などは、建設業が地域経済に占めるウエイトが高い地域であり、自治体が建設業対策として積極的に農業への参入支援を行ってきた。

旧リース方式では、行政が地域と企業をつなぐ中心的な役割を担い、農地斡旋、営農技術、補助金等の幅広い支援を行ってきた。

この時期の企業参入の主役は、ある意味で地方自治体であったといえる。旧リース方式では、行政が地域と企業をつなぐ中心的な役割を担い、農地斡旋、営農技術、補助金等の幅広い支援を行ってきた。

(2) 参入業種の変化
参入数の大幅増とともに、参入企業の業種構成も変化している。旧リース方式のデータでは、参入業種は建設、食品関連、その他の三種類で公表されており、〇九年九月時点でそれぞれの割合は三六%、一九%、四三%だった。これが新リース方式では、食品関連の割合が二五%に上昇する一方、かつてシェアが最大であった建設業が一三

(3) 作目では野菜の割合が上昇
栽培作目では野菜の割合が、新制度後にいちだんと上昇している(第6図)。野菜の場合、①栽培方法が定型化されている、②年数回の収穫が可能、③根強い地場産野菜のニーズ、など企業が雇用労働に基づき農業経営を行うのに適的な作目であり、野菜栽培への集中は自然な流れといえる。

(4) 小さい経営規模
新リース方式による経営規模は単純平均で二・四畝に過ぎない。借入農地面積の規模別分布も、五畝以下がほとんどを占め、企業参入は大規模経営という状態にはなっていない(第7図)。旧リース方式の平均経営規模三・三畝と比べても、新リース方式は小さくなっている。

三六法人であったのに対して、農地法改正後は約二年半間で一〇七一法人と大幅に伸びている。一年当たりの参入数と比較すると、改正後は約五倍に伸びている(以下〇九年改正以前のリース方式を特定する場合は「旧リース方式」、それ以後を「新リース方式」と呼ぶ)。

%へ大きく後退している(第5図)。また、J AおよびJ A出資法人が該当する「農業・畜産業」が大きなウエイトを占めるようになってきている他、多様な業種からの参入が起きているようになっている。従来ほとんどなかった製造業からの参入も増えている点も注目される。

必要なくともあり、企業にとつては野菜と対照的に不得手な作目といえる。

く含まれる。例えば、幼稚園を運営する学校法人が園児の食育の場として参入する、またホテル・旅館、NPO法人が農業体験・交流を目的にしたものなども多い。

4 なぜ企業参入が持続的に増加するのか

(1) 企業参入の時期区分

企業の農業参入は規制緩和の流れもあって傾向的に増加しているが、①〇三〜〇七年、②〇八年以降の大手企業の参入、③〇九年末の農地制度改正以後、の三つの時期で質的な変化がみられる。

第一の時期は、〇三年の特区制度創設に続き、旧リース方式が全国展開されていく局面である。

この時期の参入の中心は、地場の建設業や食品企業であった。なかでも参入数が一番多かった建設業は、公共事業が縮小するなかでの雇用確保を目的に新規事業として農業に参入するケースが大半であった。食品関連では、自社食品の差別化・高付加価値化、原材料の安定調達等を主な目的にしていた。

第3表 大企業等の農業参入の流れ

参入時期	会社名	農業分野	事業内容
1997.1	オムロン	トマト	子会社が高品質トマト栽培（北海道千歳市）⇒3年後に撤退⇒「田園倶楽部北海道」に継承されるが、親会社の宮崎県の造林会社の破綻により09年に倒産⇒10年エア・ウォーターが購入
1997.8	プロミス(創業者)	施設園芸、畜産等	神内ファーム21を北海道浦臼町に設立
1998.7	キュービー	野菜	大規模植物工場TSファーム白河を稼働
1998.10	キューサイ	青汁原料ケール	島根県等3ヶ所で生産法人設立
2002.4~	ワタミフード	有機農産物	生産法人ワタミファームによる全国8ヶ所での農場運営
2002.6	サイゼリア	有機農産物	直営農場（生産法人）を福島県白河市に設立
2003.2	メルシャン	ワイン原料ブドウ	長野県丸子町に生産法人設立
2003.9	阪急百貨店	有機野菜	生産法人阪急泉南グリーンファームを設立、ハウス（40a）で有機栽培（ハビ・リフ、水菜等）
2004.11~	カゴメ	生食用トマト	加太菜園（和歌山県）、生産法人への出資と契約取引、大型菜園設立
2006.2	モスバーガー	トマト	生産法人設立、静岡、群馬県に農場
2007.1	マンズワイン	ワイン原料ブドウ	長野県上田市（1.7ha）、小諸市（3ha、08/4参入）でリース方式で参入
2008.5	ドール	パプリカ	宮城県登米市で養液栽培施設、農地は市からのリース
2008.8	豊田通商	パプリカ	宮城県栗原市で養液栽培施設、生産法人設立
2008.8~	イトーヨーカ堂	野菜、堆肥	千葉県富里市に生産法人設立、今後埼玉、神奈川に各2ヶ所、茨城に1ヶ所法人を設立予定
2008.10	JR 東海	野菜	JR 東海商事が愛知県内で09年度中にレタス等の水耕栽培をリース方式で参入
2008.11	モンテローザ	水菜、サツマイモ等	茨城県牛久市にリース方式2haで参入、有機JAS認証を目指す
2008.7	東急ストア	野菜	茨城県内及び神奈川県内提携生産法人へ社員を各2名派遣、地元生産者と連携した農園運営
2009.4	コロナ	有機米	新潟県三条市から2.9haの農地をリース。米は社員食堂等で全量消費、地域貢献・CSRが目的
2009.4	JR 東日本	野菜	茨城県石岡市に「JA やさと」と法人設立（3ha）、体験農園・観光も視野に複数展開も検討
2009.6	生協ひろしま	野菜	JA と行政と連携して北部の遊休地を活用した生産法人設立。2010年度の参入予定
2009.7	サッポロビール	ワイン原料ブドウ	子会社サッポロワイン（90%）と長野県池田町（10%）の出資、12haリース方式
2009.7~	イオン	野菜	茨城県牛久市で2.6haリース方式。今後、全国で農場展開し（3年間で10農場）、自社でPB野菜を販売
2009.9~	住友化学	野菜・果樹	今後5年間で全国10ヶ所で直営農場、20~30ヶ所で生産委託し自社ブランドで販売
2009.9	NTT コミュニケーション	野菜・果樹	農業参入に向け社員等の生産体験活動を開始。IT利用のネット通販、生産ノウハウの蓄積が目的
2010.1	九電工	オリーブ	熊本県天草市で直営農場、契約栽培でオリーブ栽培
2010.2	エア・ウォーター	トマト、野菜	破綻した「田園倶楽部北海道」から施設を購入、カゴメ向けトマト、エスビー向けベビーリーフを契約栽培
2010.2~	大和ハウス	野菜	野菜工場の開発・設置、雪国マイタケと資本・業務提携、中国でのキノコ生産・販売を検討中
2010.2~	吉野家	タマネギ等	横浜市農家と生産法人を設立（32aで開始、将来は5ha目標）、全国20ヶ所以上に展開する構想
2010.4	中電工	イチゴ	島根県浜田市でイチゴ観光農園を地元の建設業等と共同で運営
2010.4~	JR九州	ニラ等	大分県で生産法人設立（ニラのハウス栽培）、地域活性化をテーマに九州各地に農場開設
2010.6	日清紡ホールディング	野菜	静岡県藤枝市と徳島市の事業社内に野菜工場（試験設備）を設置
2010.9~	ローソン	野菜	大規模農家と生産法人を設立、2011年中に全国10ヶ所、15年までに30ヶ所を計画
2010.10	野村ホールディング	野菜、農業コンサル	新会社設立し農業経営支援事業、千葉県でのトマト栽培
2010.10	ヤンマー	野菜	広島県世羅町で4.6haの農地でホウレンソウ、キャベツを栽培、自社農業機械による低コスト生産

資料 新聞報道、プレスリリース等より筆者作成

(注) 事業内容は発表時点。

た。また、こうした地域は農業と建設業が地域の基幹産業であり、農業の担い手と地域の雇用維持に寄与する地域政策として企業参入が推進された。

(2) 大手企業の参入
○七年頃までの参入は地場の中小企業が中心であり、大手ではワタミやサイゼリア等の外食チェーンとカゴメの大型ハウス菜園が主なものであった。

こうした流れが変化するのは、○八年前後に連続的に起きた中国製餃子事件、食肉偽装事件、世界的な食料価格の高騰等、食の安全・安心をゆるがす問題の発生であった。一挙に高まった国民の農業・食料への懸念や関心を背景に、大手の食品関連を中心に「農業を持たざるリスク」が強く意識され、農業を経営資源の中に取り込む戦略価値が上昇したと考えられる。

象徴的なのはイトーヨーカ堂、イオン、ローソンといったわが国を代表する流通企業による農業参入である(第3表)。ヨーカ堂は食品残渣のリサイクル・チェーン構築のための圃場確保、イオンは自社フォーマットによる野菜のPB生産、ローソンはコンビニでの生鮮野菜の安定確保をそれぞれメインの参入目的としている。

三社の農業参入は経営戦略や進出形態において違いがみられるが、全国に展開する商圏に合わせて農場を配置することで、直接、間接的に自社のバリュー・チェーン強化と企業ブランド向上を図る点で共通している。現在、ヨーカ堂八カ所、イオン一カ所、ローソン九カ所の農場を展開しており、今後も増加が計画されている。

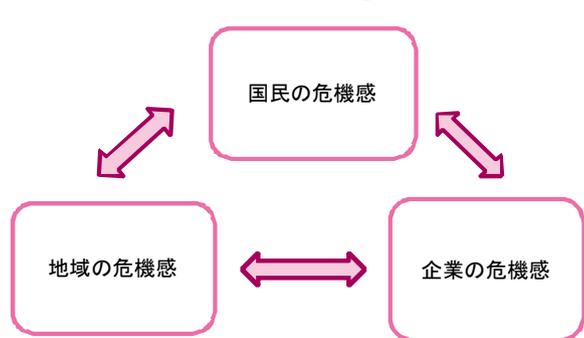
○八年以降の農業参入において、もうひとつ大きな契機となったのは○八年秋のリーマン・ショックである。リーマン・ショック後の急減な雇用調整の発生は、製造業やIT企業など従来参入がほとんどなかった業種において、雇用維持を目的とする農業の価値を認識させる効果があった。

例えば、大手部品メーカー、アイシン精機の子会社アイシン東北(岩手県

金ケ崎町)は、リーマン・ショックにより派遣社員を解雇せざるを得なかった経験から、景気に左右されない雇用の場を創ることを目的に、工場敷地内のシイタケ栽培に乗り出した。地域経済が疲弊し雇用環境が悪化するなかで、農業は「なくならない産業」として、雇用維持や地域貢献をアピールできる分野として企業が注目するようになった。特に経営体力のある大手企業にとつて、農業は単体のビジネスの観点だけでなく「本業に結びついたCSR」という点からも魅力を持つようになったといえる。JR東海、九州、東日本、また住友化学などの参入にもそうした視点がうかがえる。

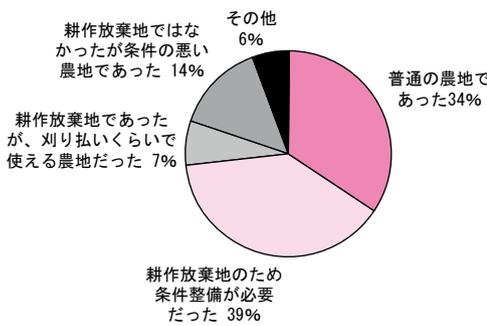
大手企業によるCSR対応としては、障害者雇用の義務化を受けて、法定雇用率を達成するため特例子会社の設立も増加している(農林水産省によると一一年六月現在約六〇社が特例子会社

第8図 3つの「危機感」の共鳴関係



資料 筆者作成

第9図 借り受けた農地の状況



資料 農業参入法人連絡協議会・全国農業会議所

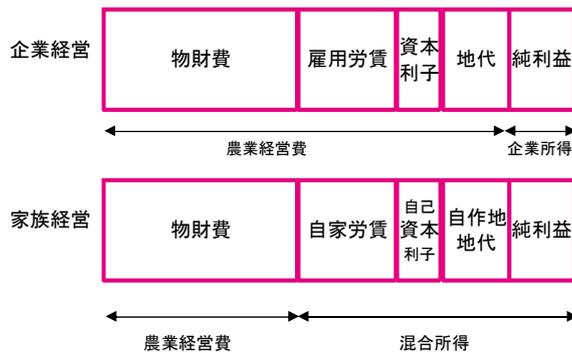
第一のアクターはもちろん企業である。企業の側に、雇用確保、農産物の安定調達、環境リサイクル、CSR等

（第8図）。これについては制度と企業経営の関係だけではなく、企業以外の関連するアクターの相互関係でみた方がより合理的な説明がつくのではないだろうか

（3）〇九年の制度改正後
 〇九年末の農地制度改正は、企業の農業参入における画期となったのは確かであり、これを契機に参入が加速している。しかし、大きな疑問として残るのは、農業がビジネスとして成立する条件、端的には収益性が見込めると判断し参入しているのかという点である。現実の農業の収益環境は、むしろ悪化していることは既にみたとおりである。

にて農業・食品関連事業を実施）。例えば、タマホーム、コクヨ、クボタ、伊藤忠テクノソリューションズ等が進出している。

第10図 農業経営における企業と家族経営の捉え方



資料 筆者作成

企業、地域、国民の間で、それぞれの思いは異なるものの、農業に関する一種の「危機感」が存在し、しかもそれらが互いに共鳴し合う関係が生まれ

側面がある。第三のアクターは地域住民であり、また国民一般である。彼らが農業の先行きや食の安全・安心、また地域経済の衰退等に対する懸念を強めるなかで、農業に対する関心（多くは漠然としたものであるが）が上昇しているという側面がある。

農業単体ではなく複合的な視点で農業を捉える傾向が強まっている。第二のアクターは地域であり、具体的には自治体等による企業参入の推進政策である。その目的も、農業の担い手確保と遊休農地の解消だけでなく、六次産業化・農商工連携、観光、景観・環境保全等、農業をさまざまな面で地域活性化につなげていこうという方向性がみられる。

まず参入に際しては、各作物に適した優良農地をどう確保するかが最大の

課題である。日本政策金融公庫が一三年二月に発表した調査では、①農業技術、②農地確保、③販路、④資金繰りの四つを企業参入の成功ポイントに挙げているが、これは大方のコンセンサスといえるものである。このなかで①と②は、大手企業であっても本来的に強みがなく、しかも参入直後の収益性に直結する課題である。

5 農業参入における成功の条件

（1）難しい優良農地の確保

企業の農業参入では、参入に関して注目されるが、現実には撤退例も多い。撤退のデータは部分的にしか得られないが、例えば旧リース方式では参入企業のうち約二割が撤退している。

新リース方式では都市近郊での参入が大幅に増加している。静岡、兵庫、愛知県が参入数の上位三県を占めており、企業参入を支えているトライアングルは地理的にも拡大している。他方、このトライアングル構造は参入の増加を説明するモデルであるが、参入後のビジネスモデルではない。現実の個別経営では、赤字を達成するのはさまざまな困難がある。参入が増加する一方で、今後撤退する事例も増えるのは避けられないと予想される。

いる。いわばこの三者トライアングルが、農業の衰退と反比例するように強くなり、これに参入規制の緩和が重なって、参入が傾向的に増加している

という事態においては経営のバッファ

（2）長期的な視点が必要
 企業が農業者に対して、生産面で優位に立つことが難しいのは、コスト構造の違いにも起因している。家族経営では、労賃と利潤といった区分が明確でなく、売上から物財費を引いた部分がいわゆる「どんぶり勘定」に近い形でマージンと認識され、販売価格の下落

こうした企業自身が容易に解決できない農地、技術等への対応策として、生産法人への出資を選択する企業も多い。農業投資リスクを抑える一方、農業参入の対外的メリットを追求する方法として、大手ではヨロカ堂やローソンなどはこうした戦略を採っている。

二番目の農業技術についても、農外企業は知識・ノウハウが乏しいのが一般である。異常気象が毎年のように続く近年では、未熟な農業技術では安定した収量確保は大変難しい。

ハードルとなる。例えば旧リース方式で参入した企業の調査では（〇八年三月、二八一人のうち八二法人回答）、借りた農地に問題があったとする回答が約六割を占めている（第9図）。また農地の状態が悪いため、土壌改良が参入後数年にわたり必要なケースも多い。

〇九年改正により、企業の農地賃借には地域制限がなくなったが、まとまった優良農地は地域の農業者も集積したい対象であり、農業者に比べ地域の情報や信用力で劣後する参入企業にとっては大きなハンデがあるのが実情であろう。

これに対し企業経営の場合、物財費雇用賃金、地代、利子は明確に外部に支払う必要があり、販売価格が生産コストを下回れば、そのまま経営を直撃することになる。

規模拡大のペースにもよるが、農業参入から数年間は農地改良を含めて初期投資が予想以上に必要であり、かたやこの間の販売収入は限られるため経営的には厳しい状況が続くのが一般的である。

渋谷(二〇〇九)が行った地方の建設業についての調査(七〇社対象)によると、農業部門の収支について参入時点では平均五・四年で黒字化を見込んでいるが、現実には黒字化した企業は平均七・六年を要している。筆者の聞き取りでも、参入企業は「四〜五年での黒字化」を期待しているが、現実には五年程度での達成は難しいのが実情である。

企業の農業参入においては、短期的なりターンは期待しづらく長期的視点が不可欠であり、それを担保する十分な経営体力が求められる。実際、農地制度改正後には、食品関連だけでなく製造業等でも事前に販路を確保した参入が増加する一方で、販路や経営体力に問題がある建設業の参入シェアは大きく低下している。

(3) 明確な参入理念と地域との融合を図る

企業の農業参入については、明確な理念も非常に重要である。他産業と異なり、土地利用型農業では地域社会と多様な接点を持つことは避けられないだけに、地域との良好な関係構築が事

業のパフォーマンスに大きく影響してくる。農業技術・ノウハウ、農地確保、労働力等、いずれも地域の協力や支援が不可欠なものである。

地域との関係では、企業が農業参入することでのメリットを地域と共有し「地域発のバリュー・チェーン」を作ることが重要であろう。企業が持つベンチャー性や資本力等の強みを活かして、販路や加工事業の拡大、新規作物の導入、ICT活用、他産業との連携、また地元のひとつが意外に気付かなかつた地域資源の活用等、企業の参入が地域全体の活性化につながるチャレンジが期待される。

筆者が知るこうした取り組みとしては、地域内の資金循環を作りたいと原料の地場生産を始めた岩手県の菓子メーカー、生物が棲める田んぼで生産された酒米による酒造り目指す宮城県の酒造メーカー、限界集落化を回避するため農業に参入し、地域の特産物振興に取り組む新潟県の建設会社、知的障害者の雇用の場としてイチゴ観光農園を開設した島根県の建設会社といった事例がある。

企業が地域と意思を共有し、地域と共存共栄できる農業のビジネスモデルを構築できるかは、日本の農業・農村の将来に大きな影響をあたえよう。現在はまだその実験段階にあり、増加している企業の農業参入のなから、有効なモデルが数多く生まれるか今後の展開が注目される。

〔注〕
1 〇三年の農業経営基盤強化促進法の改正によって、生産法人が認定農業者資格を持つ場合は、農外者の出資比率は五〇%未満、農家・他の生産法人場合からの出資は無制限に緩和されている。
2 例えば担い手不足が深刻な大分県では農外企業が設立した生産法人数が全体の二割近くを占める。担い手の条件が良好な北海道では、この割合は四〇%程度である。室屋(二〇一〇)参照。

〔参考文献〕
渋谷往男(二〇〇九)『戦略的農業経営』日本経済新聞出版社
全国農業会議所編・発行(二〇一〇)『農地制度ここが変わった(詳細版)』
室屋有宏(二〇一〇)『農地制度改正後の「企業の農業参入」を考える―重要性が一層高まる地域と企業の関係―』農林金融 六月号
室屋有宏(二〇〇九)『増加する大企業の農業参入―その背景と戦略―』農中総研 調査と情報 九月号
室屋有宏(二〇〇七)『企業の農業参入の現状と課題―地域との連携を軸とする参入企業の実像―』農林金融 七月号

プロフィール

室屋 有宏(むろや・ありひろ)
株式会社農林中金総合研究所主席研究員
一九八四年東北大学経済学部卒。一九八九年東北大学大学院経済学研究科経済学専攻後期課程単位取得退学。同年農林中央金庫入庫。研究分野は、農林水産業・食料・環境。研究テーマは、六次産業化・農商工連携、企業の農業参入、東南アジア諸国の農業・農業政策。主な研究業績に、『変貌する世界の穀物市場』(農林中金総合研究所編、共著、二〇〇九年、家の光協会)、『国内農産物の先物取引リスク管理手法としての可能性』(農林中金総合研究所編、共著、二〇〇一年、家の光協会)などがある。

Japanese Working Life Profile 2012/2013

—Labor Statistics

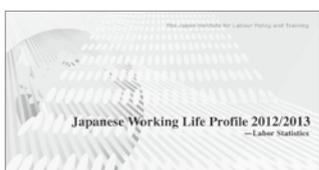
学校卒業から職業生活の終わりまで、日本の労働者の生活をわかりやすく提示した英文統計集。すべて公的な統計を使用し、労働市場、賃金、労働時間、労使関係、社会保障などを網羅しています。(主な項目は日本語訳付き)

contents

- I. 国民経済の状況
- IV. 労働移動・失業
- VII. 労使関係

- II. 人口・労働力
- V. 労働条件(賃金・労働時間・その他)
- VIII. 勤労者生活

- III. 雇用
- VI. 教育・能力開発
- IX. 社会保障



定価: 1,050円(税込)

労働政策研究・研修機構[編] 92頁 2013年1月刊 ISBN978-4-538-75012-5

(ご注文・お問い合わせ先) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構(JILPT) 成果普及課
〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23 Tel:03(5903)6263 Fax:03(5903)6115 E-mail:book@jil.go.jp